

「きりゅう市民活動推進ネットワーク」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「きりゅう市民活動推進ネットワーク」（以下本会）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局を代表宅に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、広い意味での社会貢献を目的とした個人・団体の活動（市民活動）などのネットワークを推進し、市民が主体となって「いきいきとした桐生」をつくる事を目的とする。

(事業)

第4条 前項の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 市民活動が生まれ育つ環境づくり事業。
- (2) 市民活動の個々の分野を越えたネットワークづくり事業。
- (3) 市民活動推進のための拠点づくり事業。
- (4) 企業・行政等とのパートナーシップづくり事業。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業。

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同して活動するため入会した個人および市民活動団体で、総会において表決権を有する。
- (2) パートナーシップ会員：本会の目的に賛同し協働する企業および行政関係機関等で、総会において表決権を有さない。
- (3) 賛助会員：本会の目的に賛同して活動を、資金面、機材面から支援する個人・団体で総会において表決権を有さない。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を役員会に提出し、承認を得なければならない。

(会費)

第7条

- (1) 会員は、会費を納入しなければならない。
- (2) 会費は、総会の議決により決定する。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡または、団体が解散したとき。
- (3) 会費を所定の期日までに納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届を（代表）に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会において出席正会員数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則に違反したとき。
- (2) 公序良俗に反する行為をするなど、本会の名誉を傷つけ、又は、本会の目的に反する行いをしたとき。

(抛出金品等の不返還)

第11条 既に納入された会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および顧問

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 4名以内
- (3) 幹事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 書記 2名
- (6) 会計 2名
- (7) 委員長 若干名
- (8) 監事 2名

(選任等)

第13条 役員は役員会で推薦し、総会において承認を受ける。

(職務)

第14条

- (1) 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の事業に関する事項を処理し、会務を担当する。
- (4) 事務局長は、庶務を調整処理し事務局を統括する。
- (5) 書記は、会の書記業務を行う。
- (6) 会計は、会の会計業務を行う。
- (7) 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- (8) 監事は、事業、会計を監査し、総会で報告しなければならない。

(任期)

第15条

- (1) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- (3) 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わな

なければならない。

(顧問)

第16条

- (1) 本会に顧問を置くことができる。
- (2) 顧問は役員会で推薦し、総会で承認する。

第5章 会 議

(会議の種類)

第17条

- (1) 会議は総会および役員会、委員会とする。
- (2) 総会および役員会は、代表が召集し、委員会は、委員長が召集する。
- (3) 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

第6章 総 会

(総会)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条

- (1) 総会は、会員をもって構成する。
- (2) パートナースHIP会員および賛助会員は総会で意見を述べることができる。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会則の変更
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 会費の額
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条

- (1) 通常総会は、年1回、毎事業年度終了後に開催する。
- (2) 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - ① 代表が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - ② 正会員の総数の5分の1以上から総会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(定足数)

第22条 総会は、正会員総数の2分の1以上（委任を含む）の出席を以って開会することができる。

(議決)

第23条 総会の議事の議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(表決権等)

第24条

- (1) 表決権は、正会員の内、個人（1票）、団体（1票）とする。
- (2) 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

第7章 役員会および委員会

(役員会)

第25条

- (1) 役員会は役員をもって構成し、必要により代表が召集し、議長は、代表が務める。
- (2) 役員会は、本会の事業執行に関する事項、その他の重要事項を議決する。
- (3) 役員会の成立は、構成員の過半数の出席をもって成立し、その過半数の同意をもって執行する。
- (4) 役員会は、本会の事業を執行するために必要な専門部会を置くことができる。

(委員会)

第26条

- (1) 委員会は、会員をもって構成し必要により委員長が召集し、議長は、委員長が務める。
- (2) 委員会は、総会より承認された事業を行う。
- (3) その他目的達成のための事業を行う。

第8章 会の運営

(運営)

第27条 会の運営は、役員会および委員会が行う。

第9章 資産および会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、代表が管理し、その方法は、役員会が別に定める。

第10章 事業および会計年度

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日とする。

(細則)

第31条 本会則の施行について必要な細則は、役員会がこれを定める。

附 則

- (1) 本会則は、平成14年5月25日から施行する。
- (2) 本会則は、平成15年5月24日から施行する。
- (3) 本会則は、平成19年5月19日から施行する。